

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III-2 財務の健全性等</p> <p>III-2-3 リスク管理</p> <p>III-2-3-4 流動性リスク管理</p> <p>III-2-3-4-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 国際統一基準行においては、流動性カバレッジ比率（銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（以下「流動性カバレッジ比率告示」という。）第8条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）が最低水準を満たしていることを早期に捕捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標（以下「近似LCR」という。）について、以下に掲げるところにより、日次で算出する態勢を整備しているか（最初に流動性カバレッジ比率を算出し、当局へ報告した日の翌日より適用）。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 当局への報告</p> <p>直近月の流動性カバレッジ比率が、最低水準より <u>20%</u> ポイント高い水準を下回った場合には、速やかに近似LCRの当局に対する日次</p>	<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III-2 財務の健全性等</p> <p>III-2-3 リスク管理</p> <p>III-2-3-4 流動性リスク管理</p> <p>III-2-3-4-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 国際統一基準行においては、流動性カバレッジ比率（銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（以下「流動性カバレッジ比率告示」という。）第8条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）が最低水準を満たしていることを早期に捕捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標（以下「近似LCR」という。）について、以下に掲げるところにより、日次で算出する態勢を整備しているか（最初に流動性カバレッジ比率を算出し、当局へ報告した日の翌日より適用）。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 当局への報告</p> <p>直近月の流動性カバレッジ比率が、最低水準より <u>10%</u> ポイント高い水準を下回った場合には、速やかに近似LCRの当局に対する日次</p>

の報告を開始することとしているか。当該日次の報告は、翌月以降の流動性カバレッジ比率が、最低水準より 20% ポイント高い水準を上回るまで継続することとしているか。

④・⑤ (略)

の報告を開始することとしているか。当該日次の報告は、翌月以降の流動性カバレッジ比率が、最低水準より 10% ポイント高い水準を上回るまで継続することとしているか。

④・⑤ (略)